

特記仕様書

工事名	道路区画線及び路面標示敷設等工事
工事場所	宇治市内一円
工事期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

1. 適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、「道路区画線及び路面標示敷設等工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

2. 総則

(総則)

本工事は本特記仕様書によるほか、下記の仕様書・必携に基づき施工すること。

<宇治市>「土木工事共通仕様書(案)」(以下「宇治市共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」

<京都府>「土木工事共通仕様書(案)」(以下「京都府共通仕様書」という。)

「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<近畿地方整備局>「土木工事共通仕様書(案)」

「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

3. 工事の着手

(施工時間)

工事の作業時間は、原則として9:00～17:00を厳守すること。

ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

緊急を要する場合は、監督職員と協議を行い、指示に従うこと。

(作業休日)

本工事における作業休日は、土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇および年末年始とする。

なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

ただし、緊急性に応じて、土曜日・日曜日、祝日・夏季休暇および年末年始に行う場合もあり、その場合は監督職員の指示に従うこと。

(緊急時の対応)

緊急時には監督職員の指示のもと、直ちに対応できるよう、日時を問わず概ね 1 時間以内に現場に到着し、作業開始できるように組織、体制及び使用材料等を整えておかなければならない。

4. 提出書類

当初契約時、随時発注時、完了検査のそれぞれについて、下記の書類を提出すること。

監督職員が書類の提出を指示した場合は、その書類も提出すること。

(当初契約時) 第 1 回目の工事指示の検査時に検査する。

提出書類	提出期限	備考
現場代理人等通知書	契約締結後速やかに	経歴書を含む。
請負代金通知書及び工程表	契約締結後速やかに	
施工計画書	契約締結後速やかに	
施工体制台帳	契約締結後速やかに	下請け金額にかかわらず全ての下請業者、警備業者を記入する。
使用材料通知書	契約締結後速やかに	最初に、区画線に関する材料のみ提出する。 記入した材料の資料を添付する。 (区画線以外の材料については、使用前にその都度提出すること。)

(随時発注時) 工事指示の都度に検査する。

提出書類	提出期限	備考
請負代金通知書及び工程表	業務指示後速やかに	
着工届	業務指示後速やかに	
工事打合簿	必要の都度速やかに	<u>出来高数値の測定箇所については、毎回打合簿で協議する。</u> それ以外の内容については、必要時のみ作成する。
立会確認書	必要時のみ	監督職員の立会が必要な場合に提出する。
施工時間及び施工時期 変更承諾申請書	必要時のみ	

(完了検査時) 工事指示の都度に検査する。

提出書類	提出期限	備考
業務月報	翌月 5 日まで	
工事写真	作業終了後速やかに	別表に指定する写真を撮影する。

出来形図	作業終了後速やかに	工区ごとに作成する。 出来高数量を図面内に記入する。
交通誘導警備員伝票	作業終了後速やかに	
納品伝票	完了時	
テストピース (現物)	完了時	全ての線種について1枚採取する。採取する工区は問わない。
テストピース (計測報告書)	完了時	線の四隅の厚さを記入し、基準値を満たしていることを示すこと。書式は問わない。
安全教育関係の資料	完了時	安全大会の実施写真を撮影する。
工事完成通知書	完了時	
目的物引渡書	検査合格後速やかに	
請求書	検査合格後速やかに	

(工事写真の撮影)

撮影箇所	頻度・箇所	備考
施工前状況	全工区	
完了状況	全工区	施工前と同じ位置から撮影する。 施工前状況と並べて写真帳に入れる。
施工状況	全工区	
使用材料	施工前	使用材料通知書の内容を確認できるように撮影する。
溶融温度	各日1枚	全ての施工日において、区画線材料の溶融温度が分かるように温度計の写真を撮影する。 (どの工区で撮影するかは問わない。)
出来高計測	全工区	<p>施工前に協議を行い、測定の指示を受けた箇所を下記の通り撮影する。 (撮影した数値を出来高数値とする。)</p> <p><u>文字、記号、矢印は縦横の長さを計測して、標準図を出来形図に添付すること。</u></p> <p><計測ローラーを使用する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測定起点にローラーを置いた写真 ② 計測ローラーの数値が0になっている写真 ③ 測定終点にローラーを置いた写真 ④ 計測ローラーに出来高の数値が出ている写真 <p><検尺を使用する場合></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 記号、文字等、施工した箇所全体に検尺が乗っている写真 ② 検尺の0が分かる写真 ③ 検尺から出来高数値を読み取れる写真

交通誘導警備員 (配置状況)	全工区	全ての工区において、配置した箇所全ての写真を、交通誘導警備員を含めて撮影する。
交通誘導警備員 (集合写真)	全工区 各日 1枚ずつ	全ての工区において、 <u>交通誘導警備員全員が1枚に収まるように撮影</u> する。 (配置人数を確認するのに使用する。) 同じ工区で施工が複数日になった場合は、全ての日において撮影すること。
工事看板	全工区	全ての工区において、配置した全ての看板を撮影する。
KY活動実施	各日1枚	全ての施工日において、始業前にKY活動を実施している写真を撮影する。 交通誘導警備員も含め、作業に従事する全ての人が入るように撮影すること。 (どの工区で撮影するかは問わない。)
安全大会実施	毎月1枚	安全大会を実施している写真を撮影する。

5. 工事中の安全確保

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書(案)(平成31年4月)の第34条「工事中の安全確保」第10項から第12項に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・ 工事請負単価契約書(第26条)
- ・ 建設業法遵守ガイドライン(第5版)(平成29年3月 国土交通省)
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針(平成3年2月 建設省)
- ・ 建設業法遵守の手引(令和2年1月 公益財団法人建設業適正取引推進機構)

6. 交通安全管理

(交通誘導警備員の交替要員を設ける場合)

作業中は交通誘導警備員を常時配置し、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完

成検査時に提出しなければならない。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

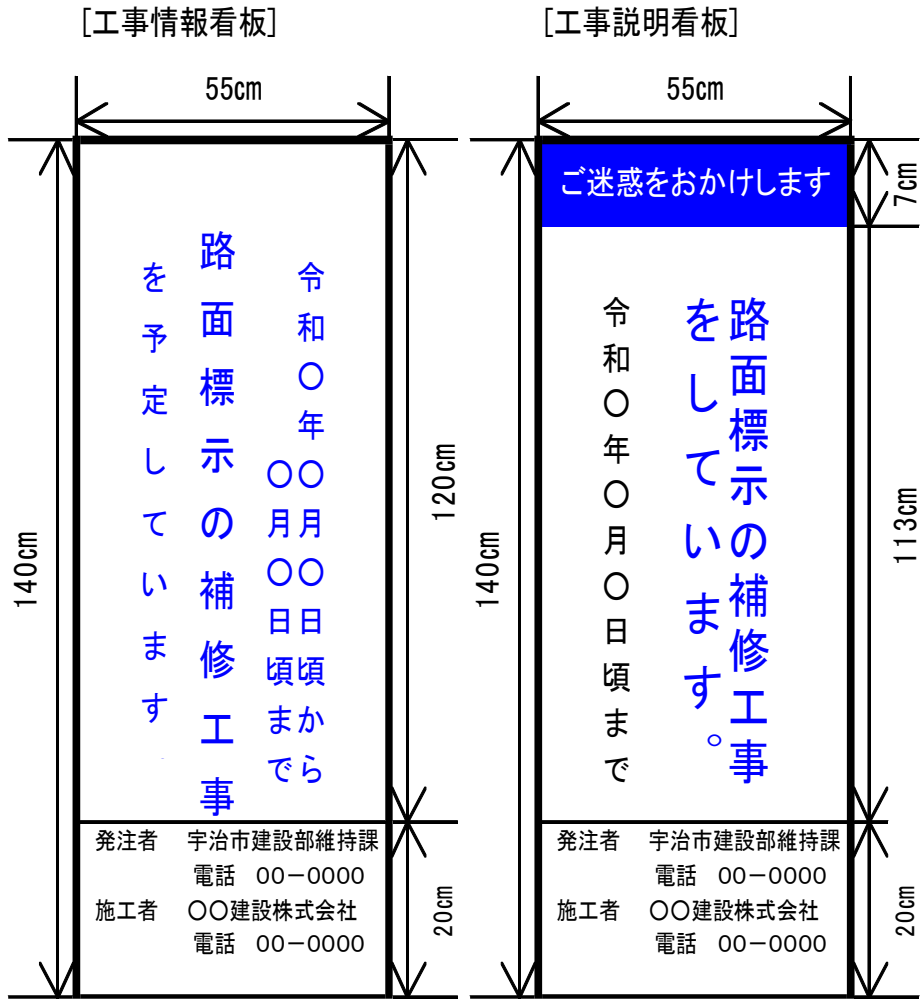
標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横114cm×縦140cm）

ご迷惑をおかけします	
路面標示を なおしています	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時 間 帯 00:00～00:00	
道路区画線補修工事	
発注者	宇治市建設部維持課 電話〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇

工事内容：路面標示をなおしています。
工事種別：道路区画線補修工事

設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格・色彩等	・「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇工事を予定しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じて外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮して個別に判断する。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格・色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」などの挨拶文については、青字に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じて外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は、沿道環境を考慮して個別に判断する。

7. 環境対策

(環境等の保全)

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

8. 保険の付保及び事故の補償

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。

加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。

保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。

契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

9. 事前調査・測量

(事前調査について)

発注者から施工指示を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、施工箇所の確認を行うこと。

また、調査完了後は調査結果を発注者に速やかに連絡し、協議を行うこと。

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、境界プレート、明示鋸等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。

また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

(民地の事前調査について)

受注者は、工事着手前に沿道家屋の外壁・外構、土間等の破損状況等を写真等により記録するものとする。

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

10. 材料確認

(材料確認)

受注者は、工事に使用する材料について、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容を把握できる写真を添付すること。

材料確認の実施時期及び実施材料は、監督職員が定めるものとする。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する材料等について、納品書・納入書等の原本またはその写しを提出すること。

11. その他

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。

また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。

万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(関係機関協議)

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

(関連工事の調整)

工事区域内または近接して他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制及び工事車両の搬出入等において、十分に調整すること。

(地元調整等について)

連絡調整及び工事説明用資料（チラシ）の作成・配布等は、必要時にその都度発注者と受注者の双方が協議の上決定するものとする。

受注者が書類等を配布・提出する前には、必ず監督職員に提出し、確認を得なければならない。

地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(その他)

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者の双方が協議のうえ、定めることとする。